

令和5(2023)年 No.1262

2月15日

広報 いせはら

Public Relations Paper

ISEHARA

人口と世帯

2月1日現在
()は前月比
●人口 101,216(-12)
●世帯数 46,329(+9)
※令和2年国勢調査(確報値)を基にした推計人口
●発行部数 / 38,700部

市内初 「大山こまの製作技術」が国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に

1月20日、文化審議会文化財分科会は「大山こまの製作技術」を「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択することについて、文化庁長官へ答申しました。

大山地区において継承されてきた木工土産品「大山こま」

独特の形状や彩色がある大山こま。その製作技術が認められ、平成29(2017)年に市指定文化財となっています。

この特徴的な製作技術について、地域的特色が顕著であり、わが国における挽物や木工品製作の技術を理解する上で重要であると評価され、国の文化財に選択されることとなりました。

今後は文化庁や県からの支援のもと、報告書や映像などの記録作成を進めていく予定です。



教育総務課 ☎74-5109

市県民税・所得税に関する申告はお早めに

令和5年度の市県民税申告と令和4年分の確定申告の受け付けが始まりました。提出期限は3月15日(水)です◇感染症対策のため電子申告(e-Tax)や郵送での提出にご協力ください

市民税課(〒259-1188※住所欄の記入は不要) ☎74-5429(市県民税申告)
平塚税務署(〒254-8533平塚市浅間町9-1) ☎22-1400(確定申告)

市県民税の申告

とき 3月15日(水)までの平日、午前8時30分～午後5時
ところ 市民税課(市役所1階)

◇申告書の作成や税額の試算ができる「住民税試算システム」を市ホームページ「くらしのガイド」→「市民税」→「令和5年度個人市県民税の試算と申告書の作成ができます」に掲載しています。ぜひ、ご活用ください

所得税の確定申告相談・提出

来場時はマスクの着用にご協力ください。

平塚税務署での受付

とき 3月15日(水)までの平日※2月19日(日)・26日(日)は実施

【提出】午前8時30分～午後5時

【相談】午前9時～午後5時(状況により締め切りが早まる場合あり。受付は午前8時30分～午後4時)※相談には整理券が必要です。各日午前8時30分から会場で配布するほか、国税庁のLINE公式アカウントからも入手できます



国税庁公式アカウント

ところ 平塚市庁舎1階多目的スペース

市職員による確定申告相談会

とき 2月16日(木)～3月15日(水)の平日※相談は月曜日を除く。2月23日(木)は実施

【提出】午前9時30分～午後4時※予約不要

【相談】午前9時30分～正午、午後1時30分～4時※予約制

希望する人は右のQRコードを読み込むか、電話(☎92-1112、市ホームページ)平日午前9時～午後5時)で前日までに担当へお申し込みください。



市ホームページ

ところ

【提出】市民文化会館1階ロビー(正午からは展示室で受付)

【相談】市民文化会館展示室

対象 給与所得者、年金受給者

◇開催期間中、確定申告作成コーナーを設置します。パソコンを2台配置しており、自身で作成と提出が可能です(予約不要)。スマートフォンによる確定申告書作成のサポートも行います

パブリックコメントにご意見を

市パブリックコメント制度(市民意見提出制度)に基づき、計画案などに対するご意見を募集します。

閲覧場所 各担当か市役所1階ロビー、各公民館、図書館、市民活動サポートセンター※市ホームページ「パブリックコメント」または右のQRコードからもご覧になれます



市ホームページ

意見提出方法 住所、氏名、意見、電話番号を明記し、郵送(〒259-1188※住所欄の記入は不要)かファクシミリ、電子メール、または直接担当にご提出ください◇電子申請も可能

第6次行財政改革推進計画(案)

限られた経営資源で持続的に質の高い行政サービスを提供するため、効果的・効率的な行政運営を推進することを理念とする計画案がまとまりました。

意見提出期間 2月15日(水)～3月10日(金)※消印有効

経営企画課(市役所4階)

☎94-4846 ☎93-2689

☐kikaku@isehara-city.jp

公共施設等総合管理計画(改訂案)および公共施設再配置プラン(案)

今後の人口減少や少子高齢化の進行といった社会環境の変化に対応し、公共施設を総合的・計画的に管理する計画案がまとまりました。

意見提出期間 2月15日(水)～3月10日(金)※消印有効

公共施設マネジメント課(市役所4階)

☎94-4851 ☎93-2689

☐ks-m@isehara-city.jp

伊勢原市地域公共交通計画(案)

現計画「地域公共交通網形成計画(平成30年～令和4年)」が今年度で計画期間満了となることから、国の法改正(令和2年11月施行)を踏まえ、次期計画「伊勢原市地域公共交通計画(令和5年～9年)」を策定します。

意見提出期間 2月15日(水)～3月16日(木)※消印有効

都市政策課(市役所2階)

☎94-4739 ☎95-7614

☐t-seisaku@isehara-city.jp

4月9日(日)・23日(日)

第20回統一地方選挙が行われます

4月9日(日)に県知事・県議会議員選挙が、23日(日)に市議会議員選挙が行われます。障がいなどにより投票所に行くことが困難な人は、次の制度を利用できます。

郵便等による不在者投票(身体に重度障がいのある人)

次のような一定基準以上の重度障がいのある人や介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人は、自宅で投票できる制度があります。

利用するには「郵便等投票証明書」が必要です。事前に市選挙管理委員会で、交付申請の手続きをしてください。既に証明書をお持ちの人は、有効期限を確認してください。

郵便等投票の投票用紙の交付請求は、それぞれの投票日の4日前までです。早めに請求してください。

身体障害者手帳の障がいの程度が次の人

両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級・2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級・3級
免疫・肝臓の障がい	1級～3級

戦傷病者手帳の障がいの程度が次の人

両下肢・体幹の障がい	特別項症～第2項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症～第3項症

郵便等投票制度における代理記載制度

郵便等による不在者投票ができ、身体障害者手帳の上肢または視覚の障がい1級(戦傷病者手帳では特別項症～第2項症)の人は、事前に市選挙管理委員会に届け出た人(選挙権を有する人に限る)に代理で記載してもらうことができます。

選挙管理委員会事務局 ☎74-5273

大事な投票、忘れずに!

